

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分

場所 森林水産会館 33 号室

2 出席委員

網谷繁彦、鷺北英司、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、
佐藤建明、園 尚人、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、松井誠二、
三國嘉彦、村上 憲

（欠席委員：塩谷俊之）

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第 145 条第 1 項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

大浦清和、佐藤建明

6 県職員

水産漁港課：飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）、阿部技師

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1） 富山県資源管理方針の変更について（諮問）

県水産漁港課の阿部技師から、資料 1 により「富山県資源管理方針の変
更について」説明された。

県では漁業法の第 14 条に基づき、国が定める資源管理基本方針に則し
た富山県資源管理方針を定めているが、今回、国基本方針において、特定
水産資源の名称が「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から
「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更されることとなったことから、
県方針における名称も併せて変更する必要がある。今回、漁業法第 14 条
第 10 項に基づき、「富山県資源管理方針の変更」について、海区漁業調整
委員会への諮問を行う。資料 2 ページに新旧対照表、3 ページ以降に富山
県資源管理方針の修正案や根拠法令等を示している。今回は系群の名称の
変更であり、軽微な変更である。

今後のスケジュールとして、本日、資源管理方針の変更案を海区漁業調整委員会に諮問して異議なしとして答申いただければ、農林水産大臣への承認申請を行い、承認されれば、7月1日付で富山県資源管理方針の変更を告示する。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として、資料1-1の案のとおり答申することが承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量の設定について（まさば及びごまさば、ずわいがに、まだら）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、令和7年6月10日付け水漁第149号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について」説明された。

漁業法では、都道府県は、国から配分された漁獲可能量について、資源管理方針に即し、知事管理区分に配分する数量を定めることとされている。まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、そしてまだら本州日本海北部系群について、本年7月1日から令和7年管理年度が新たに始まる。5月に水産庁から新しい漁獲可能量TACの通知があり、資料4ページと5ページに内容が記載されている。通知された都道府県別漁獲可能量に基づき、知事管理漁獲可能量を定めることについて、今回、海区漁業調整委員会に諮問する。

まだら本州日本海北部系群については、令和6年度からTAC管理が開始し、令和7管理年度からは、3段階のステップアップ管理のうち、ステップ2の管理となる。ステップ2の管理としては、配分の試行が行われ、都道府県別の漁獲可能量が試行水準として示されており、段階的に進めていく。

今回、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニ、マダラについて、知事管理漁獲可能量を諮問する。それぞれの知事管理漁獲可能量を資料の2ページに示しており、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニ、マダラについて、それぞれ現行水準、47トン、試行水準としている。今後のスケジュールについては、今回、本日6月10日に委員会に諮問をして、答申をいただいたのち、6月中に農林水産大臣への承認申請し、国の承認をいただければ、知事管理漁獲可能量の設定を行い、県報で告示を行う予定である。

マサバ及びゴマサバについては、令和7管理年度の目安数量は2814トンとなっている。なお、令和6管理年度の目安数量は2744トンとなっており、こちらの管理年度は、今年6月末までとなっているが、4月時点の漁獲量は677トンとなっている。また2番目のズワイガニのTAC数量については、令和6管理年度は47トンのところ、4月時点での漁獲量は27トンとなっている。マダラの4月時点の漁獲量は4トンとなっている。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

大野委員：マダラの試行水準について、期間はどうなっているのか。

加藤主任：令和7管理年度では7月1日から6月30日までの期間で、配分

は試行水準としている。

網谷会長：マサバ及びゴマサバについて、令和6年度の実績で677トンとの報告があったが、令和7年度になって最近漁獲量が増加している。今どのくらいのトン数となっているか？

加藤主任：TACの集計の最新値としては、4月時点の677トンとなる。

網谷会長：マサバ及びゴマサバについては、現在は漁獲上限となる数量が明示されている訳ではないということで良いか？

加藤主任：そのとおりであるが、目安数量が示されている。

網谷会長：現行水準ということは、多少、目安数量を超過しても対応可能ということか？

加藤主任：目安数量を超えないことが基本となり、大幅な超過となった場合には、抑制の取組みをお願いすることとなる。

網谷会長：漁獲の状況については県内の漁業者に状況を伝え、指導をお願いする。

加藤主任：大幅な超過が生じた場合には、協力をよろしくお願いしたい。

前田事務局長：マサバ及びゴマサバの管理年度は、7月から6月が区切りとなっており、最近、5月と6月に漁獲量が多くなっているようであるが、4月までの実績にこれらを足しても、令和6管理年度は目安数量の範囲内になるのではないかと想定している。

佐藤委員：知事管理漁獲量の設定されている魚種は資料では12魚種となっているが、ステップアップ管理の魚種はどのような状況か？

加藤主任：カタクチイワシ及びウルメイワシは昨年度に引き続き、令和7管理年度もステップ1、マダラは今年度からステップ2、ブリは今年度からステップ1となっている。

このほか、委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料2-1の案のとおり答申することが承認された。

(3) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料3により、令和6年6月10日付け水漁第206号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

漁業法では、都道府県は、国から配分された漁獲可能量について、資源管理方針に即して、知事管理区分に配分する数量を定めることとされている。令和7管理年度のクロマグロ小型魚及び大型魚の漁獲可能量については、国から本県に配分された都道府県別漁獲可能量に基づき、県内の知事管理区分に配分した。今般、本県の都道府県別漁獲可能量について、国から変更、追加配分が通知されたことから、県内の各区分における知事管理漁獲可能量を変更することについて、海区漁業調整委員会に諮問する。なお、今回の追加配分は、前管理年度の漁獲実績等に基づき、毎年、管理年度の始めに全都道府県に対し行われるものである。

国から県への追加配分は、表に示したとおりであり、小型魚は変更前の

当初配分は110.8トンであったのが、追加配分後は、30.6トン増加し、141トンとなる。大型魚は、変更前の当初配分は30.5トンであったが、追加配分後は5.3トン増加し、35.8トンとなる。追加配分の概要としては、1つ目として令和6管理年度の未利用分の繰越、2つ目として国留保枠からの追加、3つ目のその他として消化率によるメリット措置があり、水産庁が実施要領に定める方法により行われている。1つ目として令和6管理年度の未利用分の繰越では、WCPFCでの合意に基づき前管理年度の国全体の未利用分について、17%を上限として繰越し、これに基づき、国から、前管理年度の漁獲枠の未利用分が、当初配分の10%を上限として各都道府県へ配分される。2つ目は、1つ目の国の留保枠を原資として、その1/2の数量を、前管理年度の当初配分の比率で各都道府県へ追加配分し、3つ目は消化率メリットとして、2つ目の残りを原資として、前管理年度の消化率が8割以上等の都道府県に対し、メリット措置として配分されたものである。

2ページ目に、県内配分として知事管理漁獲可能量の変更を示しており、国の配分方法に準拠して行っている。令和6管理年度の未利用分の繰越については、前管理年度の未利用分を、令和6管理年度の当初配分の10%を上限として配分している。国留保枠からの追加については、各知事管理区分に令和6管理年度の当初配分の比率で追加配分している。その他の消化率メリットについては、令和6管理年度の消化率が8割以上だった知事管理区分を対象に、対象区分内の令和6管理年度の当初配分の比率で配分している。大型魚の追加配分では、漁船漁業において前管理年度に漁獲実績がなかったことから、追加配分を行っていない。

今後のスケジュールについては、本日、知事管理漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会に諮問し、海区漁業調整委員会から答申をいただいたのち、6月中に農林水産大臣へ報告し、告示を行う予定である。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

中村委員：大型魚では、知事管理区分が細分化されていない。地元で大型魚が漁獲された際に、他地区の漁獲により枠が一杯になるとのことで水揚げすることができなかった。現在の枠組みでは不公平のように感じる。どうにかならないか思う。

加藤主任：従来からこの枠組みで行ってきたが、配分方法については、次の管理期間にむけて、皆さんからの意見も聞き、見直しをすることは可能。

飯田副主幹：大型魚の区分が現在の枠組みとなっている理由としては、漁獲枠を細分化しすぎると、個体サイズが大きい大型魚については管理が難しくなる面があることに加え、活用されない枠が残りやすい欠点もあり、共有するメリットがあることもご理解いただきたい。

大野委員：中村委員の発言は、過去にも同様の発言があったか分からないが、重要である。真剣に取り扱っていただきたい。

網谷会長：現在の漁獲枠の区分や配分量は、過去の漁獲実績に基づいたも

のとなっていることから、一方の漁協で入れば、他方の漁協は我慢しないといけないので、不公平感があると思う。

飯田副主幹：昨年12月の状況として、漁獲枠の上限に近づいたために、大型魚の漁獲をあきらめていただく場面があった。令和7管理年度からは、大型魚では一定量が増枠されたことから、以前よりは余裕があるのではないかと思う。ただし、資源が増えていることから、また検討してまいりたい。

三國委員：漁船漁業の枠はどうなっているのか？

加藤主任：漁船漁業の枠は、小型魚については「富山県その他漁業」の区分となっており、大型魚については「富山県その他漁業協同組合」の区分の中に含まれるものとなっている。

三國委員：漁船漁業のそれらの枠について、漁獲が積み重なった場合に、枠の追加変更がなされるというような話を聞いたが、どのようなものか？

加藤主任：漁船漁業の小型魚の当初配分は3.8トンとなっているが、今回の追加で4.65トンとなる。枠の変更として融通の仕組みがあるが、他県から枠の譲渡があった場合には追加で配分され、増枠の可能性がある。これ以外には、枠の追加はなかなかない状況。

三國委員：県内の氷見、新湊等の定置網の区分に入らないものが、そういった漁船漁業の枠に入るのか？

加藤主任：他県から枠の融通があった場合に、増枠の可能性がある。

三國委員：分かりました。

網谷会長：漁船漁業の小型魚の枠が4トンほどあるが、これまで実績がなかった。今後、マグロの漁船漁業の操業が盛んになると、多くの漁業者で競争して漁獲することとが想定されることから、もう少し話し合っていたきたい。富山湾でも時期的にマグロの来遊が増えて、マグロ対象の遊漁船業が成立するぐらいなので、漁業についても操業する人が多くなると思う。遊漁と漁業の区分けについても、富山県でもしっかりと行っていただきたい。

加藤主任：来年度の管理期間に向けて検討していきたい。

田中委員：減少した魚を狙うのではなく、獲れる魚を獲るということで、増加しているマグロは魅力的であり、狙う人が増えてくるが、現状ではマグロだけで食べていけるほどの量はない。

網谷会長：今は操業者の数が少ないので、各漁業者で一定量を漁獲できる。現在のクロマグロの漁船漁業者数はどれだけか？

飯田副主幹：現在の承認数は200弱である。

網谷会長：今は操業者の数が少ないため、結構な数量を漁獲できる。定置網漁業者は我慢している状況なので、その部分について整理がつくようにしていただきたい。

網谷会長：現在承認を受けている漁業者は、クロマグロを釣獲することが可能ということで良いか。

加藤主任：漁獲枠の範囲内で可能である。

飯田副主幹：小型魚の 3.8 トンの漁獲枠について、現在、かなり漁獲が積み上がってきている状況である。このため、操業の自粛を要請している。大型魚の 3 トンについては、まだ余裕がある。5 月末頃から小型魚の来遊があり、一気に積み上がった。

大野委員：5 月や 6 月の漁獲は前の管理期間に含まれるのでは？

飯田副主幹：先ほどのサバ類の管理期間は 7 月からであるが、クロマグロは 4 月から 3 月までが管理期間なので、今回の管理期間の漁獲となる。

網谷会長：漁船漁業は漁獲実績がなかったから、今回、追加配分は定置漁業に割り当てたのか？

飯田副主幹：今回の追加配分は昨年度の実績に基づいたものであるため、実績のなかった大型魚の漁船漁業については、配分していない。

このほか、委員からの意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料 3－1 の案のとおり答申することが承認された。

(4) 令和 7 管理年度における融通によるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料 4 により「令和 7 管理年度における融通によるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

漁業法では、都道府県知事は、国から都道府県に配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、知事管理漁獲可能量を定めようとするとき、又は、変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされている。クロマグロについては、管理期間中に融通により増枠されることがあるが、その都度、配分方法を各漁業団体と協議して、海区漁業調整委員会への諮問や答申を経たうえで、各知事管理区分に配分してきた。融通の都度、漁業団体と協議し、委員会の開催を待って諮問した場合、知事管理区分への配分に一定の期間を要する。このことから、配分を速やかに行うため、令和 5 管理年度以降は、漁業団体と協議した配分方法をあらかじめ海区漁業調整委員会に諮問した上で定めておき、融通により本県の漁獲可能量が増加または減少した際は、この方法により配分し、後日、配分結果を委員会に報告してきた。

こうしたことから、令和 7 管理年度においても、あらかじめ配分方法を諮問する。なお、これまでの方法では、増枠があった際には、全ての知事管理区分に配分することとしてきたが、個別の知事管理区分からその区分の漁獲可能量について交換等の要望があった場合は、要望する区分への配分が可能となるよう変更する。今回提案する方法は、次の通りである。令和 7 管理年度において、融通により本県のくろまぐろの漁獲可能量が増加または減少した場合、各知事管理区分の当初配分の数量割合に応じて按分し、ただちに全ての知事管理区分の漁獲可能量を変更する。ただし、個別の知事管理区分の融通の要望に基づく場合は、その知事管理区分の漁獲可

エネルギーを変更する。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

中村委員：融通があった場合、どの程度の期間で配分が決まるのか？

加藤主任：水産庁の仲介により全国的な照会が行われるので、数日といったレベルではなく、1か月弱は掛かるもの。

園委員：融通等の実績はこれまでにあるのか、教えて欲しい。

加藤主任：毎年、融通のうち、他県等からの譲受がある。

このほか、委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料4-1の案のとおり答申することが承認された。

(5) 漁業法第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の改正（案）について

水産漁港課の加藤主任から、資料5により「漁業法第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の改正（案）について」説明された。

令和3年5月に施行された漁業法第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針では、特定水産資源の漁獲可能量に対する漁獲量の積み上がりに応じ、知事が行う助言、指導又は勧告について定めている。近年の県内におけるクロマグロ資源管理の実施状況を踏まえ、この運用方針のクロマグロ小型魚及び大型魚の規定を見直し、改正することとした。

規定の改正箇所は次のとおりである。クロマグロ小型魚の定置漁業及び漁船漁業の助言に係る規定については、各知事管理区分において数量管理が定着してきたことや、ほとんどの区分で漁獲可能量の70%超の漁獲実績があるため、知事管理区分における漁獲量の総量が漁獲可能量の70%を超えた場合に行う助言について規定から削除する。また、同様に80%を超えた場合に行う指導の管理措置を、現行の大型魚の規定合わせて「生存個体の放流等」へ変更する。さらに、クロマグロ大型魚の漁船漁業の規定については、これまで漁船漁業の目的操業は自粛としてきたが、大型魚の増枠に伴い今管理年度から目的操業を可としたため、今回見直しを行い、小型魚の規定を準用することとする。

今後の手続きとしては、今月中に改正後の運用方針を公表して施行する。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

中村委員：運用指針の公表はどのように行うのか教えていただきたい。

加藤主任：富山県の県報に登載して公表する。関係漁協にも県報を配付したい。

(6) 「新たな漁業権の設定について」について

水産漁港課の加藤主任から、資料6により新たな漁業権の設定について説明があった。

漁業権の免許については、令和 5 年度に県が現行の漁場計画を作成し、共同漁業権 10 件、区画漁業権 23 件及び定置漁業権 76 件を免許している。全国一斉のスケジュールでは、漁場計画の見直しは 5 年ごとに行われることから、今回は令和 10 年度を予定している。一方で、令和 2 年に改正漁業法が施行され、生産性の向上や漁場の有効活用が図られるよう、5 年に一度の海区漁場計画の作成の時期によらずとも、新たな漁業権を免許するための手順等が示された。

こうした中で、県内 2 漁協から新たな区画漁業権 3 件の設定の要望があった。漁業調整や公益に支障を及ぼさないと認められる場合は、現行の漁場計画を変更、すなわち要望の漁業権を追加することとして、免許の進めたい。要望の具体的内容としては、朝日町漁協からは共同漁業権の区域内で新たに藻類養殖業を、魚津漁協からは現行の区画漁業権の区域 2 か所において、かき垂下式養殖業を新たに営むものである。

漁場計画の変更案は 4 ページから 8 ページのとおりである。新たに 3 件の漁業権を追加する変更である。漁場計画では、漁業種類、漁業の名称、漁業の時期等を定めている。

変更の流れ・予定時期については、①漁場計画の変更案の検討、②関係者・関係機関との調整では、漁業法に定められた利害関係人の意見聴取を 6 月中～7 月上旬に予定しており、③意見が出た場合には、聴いた意見に検討を加えて結果を公表し、その上で、7 月上旬まで④変更案の作成を予定している。⑤海区漁業調整委員会への諮問、⑥公聴会の開催、⑦委員会からの答申が本委員会の関係する部分であり、7 月中旬に諮問を行うことを検討している。これを受けて、⑧変更計画の公示と、免許の申請期間等の公示を併せて行い、その後、9 月に⑨免許の申請、漁業権行使規則の認可申請、10～11 月に⑩免許の申請について委員会へ諮問・答申、11 月下旬に⑪免許・漁業権行使規則の認可、免許の公示を見込んでいる。

漁場計画の変更における意見聴取については、まず、知事による意見の聴取は、県が漁場計画の変更案の素案をホームページに掲載し、利害関係人から意見を募集する。意見聴取後、県が検討を加えた結果をホームページで公表し、その結果を踏まえ、漁場計画の変更案を作成し、委員会に諮問する。委員会に対する意見の聴取では、委員会が公聴会を開き、案に対する意見を述べる者があるときは、意見を聴いたうえ、上記の諮問に答申する。県では、答申の結果を踏まえ、漁場計画の変更を公表することとなる。

要望された区画漁業権は、団体漁業権として定めることを予定している。なお、本県の区画漁業権は、全て団体漁業権として設定し、県内漁業協同組合に免許されている。漁協が行使規則を作成し、当該漁業協同組合の組合員が規則に基づき行使するものとなる。存続期間は、現行の区画漁業権の存続期間と合わせ、令和 10 年 8 月 31 日までとする。資料 8 ページに漁業権の区域を示している。また、各漁協からの要望内容についても資料 9 ページ以降に掲載している。

以上の説明に対し、以下のとおり委員から意見や質問等があった。

田中委員：魚津漁協が要望する新たな漁業権の区域は、資料 8 ページの地図にあるように、定置漁業の区域で養殖をするということか？

加藤主任：現在、魚類養殖業を行っている区画漁業権と同じ区域で、かき垂下式養殖業を行いたいということである。

前田事務局長：資料 8 ページに漁業権の区域が示されているが、区域の表記が分かりづらいものとなっている。区域の 1 つは経田漁港の離岸堤付近、もう 1 つは 2 つの定置網の区域と区域の間の場所であり、定置漁業の漁業権区域で養殖業を行うものではない。

田中委員：分かりました。

網谷会長：5 年に 1 度の漁業権の一斉更新では、海区委員会では小委員会を開催しているが、今回、東部だけの案件での小委員会となるのか？

前田事務局長：一斉更新の場合は、漁場計画を作成する前段階として、海区委員会で要望調査や意見聴取等を行って、小委員会の開催も含めて事前に検討や調整を行っているが、今回要望があった区画漁業権については、これまでも漁業権の設定に反対意見等が出されていないことや、早期の漁業権の免許を要望されているといった点から、急いだ形となるが、海区委員会での事前の検討を省略させていただき、県で利害関係人の意見聴取を行うステップに進むこととさせていただきたいと考えている。そのため、今回の区画漁業権の要望について、ご懸念等がある場合には、本日の委員会でご意見を賜りたい。なお、県による利害関係人からの意見聴取では、パブリックコメントに準じた方法で広く意見を募集して進めてまいりたい。

網谷会長：委員会としては、今日、皆さんに意見を出してもらうということか？

前田事務局長：そのようにお願いしたい。

大野委員：内容について反対するつもりはない。ただし、進め方については問題があるのではないかと？本日の会議は重要なものであり、報告案件となっているが、そのように軽いものではないと思う。

前田事務局長：報告としたのは適切でなかった。協議とすべきであった。

網谷会長：意見や問題点は無いようですので、県では、本日説明のあった方向で今後進めていただきたいが皆さんそれでよろしいでしょうか。

委員一同：はい。

(7) 日本海・九州西広域漁業調整員会委員の互選について

前田事務局長から、資料 7 により広域漁業調整員会の互選について説明があった。

都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源の管理や漁業調整のため、水産庁が事務局を務める 3 つの広域漁業調整委員会があり、日

本海側では、日本海・九州西広域漁業調整委員会がある。委員会の機能としては、資源管理についての検討や委員会指示の発動などがあり、クロマグロの承認漁業や遊漁の規制も、この委員会の機能に基づくものである。都道府県からの沿岸漁業者と国からの沖合漁業者等の委員で構成されている。

現在は、網谷会長が委員を務めているが、現在の委員の任期が今年の9月末までであることから、次の任期における委員を互選していただきたい。本県でのこれまでの例では、会長或いは会長代理が広域漁業調整委員会の委員を務めてきた経緯があり、事務局としては、継続性の観点もあり、網谷会長に引き続き務めていただくのはどうかと考えているが、委員の選任について、よろしくお願いします。

大野委員：網谷会長に務めていただくことに異存はない。ただし、互選ということであれば、事務局が意見を言うのは良くない。注意していただきたい。

網谷会長：私もそう思います。

大野委員：網谷会長にそのままやっていただきたい。

三國委員他：異議なし。

網谷会長：それでは、引き続き、私が広域漁業調整委員会の委員を務めさせていただきます。

(8) その他

県水産漁港課から、定置漁具に接触して行う遊漁を禁止する委員会指示を周知するためのチラシを作成して県下に配布したことが報告された。

令和7年に策定された富山県水産業振興計画の冊子が配布された。

全国漁業調整委員会連合会の会報が配布された。

(9) 次回委員会

次回の委員会は、令和7年7月11日（金）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年6月10日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____